

平成 2 0 年旭市議会第 2 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 0 年 6 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 人事の紹介
- 第 3 議長報告事項
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議案上程
- 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 8 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 人事の紹介
- 日程第 3 議長報告事項
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議案上程
- 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
- 追加日程第 1 議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案の補足説明

出席議員（ 2 4 名 ）

1 番 伊 藤 保
3 番 平 野 忠 作

2 番 島 田 和 雄
4 番 伊 藤 房 代

5 番 林 七 巳
 7 番 景 山 岩三郎
 9 番 嶋 田 哲 純
 1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 4 番 神 子 功

6 番 向 後 悦 世
 8 番 滑 川 公 英
 1 0 番 柴 田 徹 也
 1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 6 番 林 一 哉

欠席議員（１名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 花 香 寛 源

副 市 長 鈴 木 正 美
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 横 山 秀 喜
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博
 国体推進室長 高 野 晃 雄

監事 查務 委員 局長
国 民 宿 舍 人
支 配 室 院 長
病 再 整 備 室 長

林 久 男
野 口 國 男
鎢 木 友 孝

農 業 委 員 会
事 務 局 長
病 院 經 理 課 長

小 田 雄 治
鈴 木 清 武

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10時 0分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市勢要覧及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第1 開 会

○議長（明智忠直） ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成20年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 人事の紹介

○議長（明智忠直） 日程第2、人事の紹介。

去る4月1日の異動による人事の紹介をいたします。

菅谷衛一消防長。

渡辺輝明会計管理者。

高野晃雄国体推進室長。

なお、このほかの異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願います。

日程第3 議長報告事項

○議長（明智忠直） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承をいただきたいと思います。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（明智忠直） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。26番、林一哉議員、1番、伊藤保議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（明智忠直） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第2回定例会の会期は、本日から6月25日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第10号までの10議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第 6 議案上程

○議長（明智忠直） 日程第 6、議案上程。

議案第 1 号から議案第10号までの10議案と報告第 1 号から報告第 8 号までの報告 8 件を一括上程いたします。

議案第 1 号 旭市名誉市民条例の制定について

議案第 2 号 工事委託契約の締結について

議案第 3 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 4 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 5 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 6 号 専決処分の承認について

（旭市税条例の一部を改正する条例）

議案第 7 号 専決処分の承認について

（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第 8 号 専決処分の承認について

（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 9 号 専決処分の承認について

（旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）

議案第 10 号 専決処分の承認について

（旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）

報告第 1 号 平成 19 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 平成 19 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 平成 19 年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について

報告第 4 号 平成 19 年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について

報告第 5 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計継続費繰越計算書について

報告第 6 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について

報告第 7 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について

報告第 8 号 専決処分の報告について

日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（明智忠直） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成20年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 1 号は、旭市名誉市民条例の制定についてでありまして、市の振興発展に寄与し、その功績が卓抜であり市民のひとしく敬愛する方に対して、旭市名誉市民の称号を贈り、顕彰することを目的として条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、工事委託契約の締結についてでありまして、旭市公共下水道浄化センターの増設に係る建設工事等を日本下水道事業団へ委託するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 号から議案第 5 号までの 3 議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、現委員の任期が来る 8 月18日をもって満了となるため、後任の委員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。

私は、高根雅人氏、若林昭一氏、高埜一衛氏が適任であり、再度お願いしたいと考え提案するものであります。

なお、現在の委員は 4 名となっておりますが、これは旭市税条例附則第 2 条の 8 による合併時の特例であり、今般、同条例第78条の本則に基づいて 3 名の委員を選任するものであります。

議案第 6 号から議案第10号までは、専決処分の承認についてでありまして、いずれも急施を要したため、専決処分したものであります。

議案第 6 号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、専決処分したものであります。

議案第 9 号は、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、健康保険法に定める診療報酬が改定されたことに伴い、専決処分したものであります。

報告第 1 号は、平成19年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 2 号は、平成19年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第 3 号は、平成19年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について、報告第 4 号は、平成19年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について、報告第 5 号は、平成19年度旭市国民宿舎事業会計継続費繰越計算書について、報告第 6 号は、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第 7 号は、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、報告第 8 号は、議会の指定した専決処分について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成19年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果についてその概要を申し上げます。

平成19年度の一般会計並びに各特別会計は、5月31日に出納を閉鎖し、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成19年度の一般会計は、概算で歳入総額263億3,200万円、歳出総額254億4,900万円となり、繰越財源を差し引いた実質収支額は8億400万円が見込まれるものであります。また、各特別会計においても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、消防行政について申し上げます。

平成19年中の消防活動の状況は、火災発生41件、救急出場2,654件、救助出場34件となり、火災発生件数は減少しているものの、救急出場及び救助出場はともに増加しております。

救急出場の近年の特徴としては、旭中央病院から管外の病院への転院搬送が増加していることから、消防本部では、旭中央病院と連携し、救急救命士に定期的な病院研修を受講させ

るなど、救急隊員の資質向上に努めております。

また、消防体制の更なる充実を図るため、本年4月1日から消防団組織を再編したところであり、今後も、市民の安全で安心な生活を確保するために努力してまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

清潔で住みよい生活環境づくりについては、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、環境保全ときれいなまちづくりを目指して、各種の事業を実施しているところであります。

なお、例年実施している春のゴミゼロ運動については、雨天のため中止となりましたが、この運動は地域社会に定着していることから、今後も、この運動を継続し、環境美化に対する市民意識の高揚に努めてまいります。

次に、本年度から新たな取り組みとして、資源ごみを地域で集団回収するリサイクル運動を進めております。この事業は、区や自治会、子ども会、老人クラブなどが自主的に各家庭から出る資源ごみを集団回収するものであり、新たなリサイクル活動として市民の間に定着することを期待しているところであります。

また、去る5月22日に静岡市で開催された全国海岸大会において、昨年に引き続き、本市から三川小学校が海岸功労者として表彰されました。同校は、昭和33年から49年間、海水浴のシーズン前に三川浜周辺の清掃活動を行ってきており、長年にわたる環境美化活動への貢献が認められたものであります。今後も、このような活動が継続していくことを期待するものであります。

次に、あさひ健康福祉センターについて申し上げます。

あさひパークゴルフ場が来る7月から供用開始となりますので、これに合わせて、あさひ健康福祉センターにおいても、7月からは年中無休で運営いたします。今後も、市民の健康増進施設として、パークゴルフ場との相乗効果を期待しております。

次に、旭市山の家について申し上げます。

山の家については、市民の保養施設として、今年も7月1日から10月末まで開設いたします。この施設は、昭和52年に建設したものであり、以来、30年を経過する中、利用者は横ばいの状況にありますが、近年、市内の各地域からの利用者も見受けられることから、今後も、多くの市民の皆様にご利用いただけるようPRに努めてまいります。

なお、施設の一部に経年劣化が見られることから、今後は、利用者の動向等を勘案しながら、施設のあり方についても検討したいと考えております。

次に、児童福祉について申し上げます。

干潟保育所については、学校法人旭鈴木学園が指定管理者となり、本年４月から新たな保育体制が開始されました。

当初は、保護者の不安等も心配されましたが、順調に運営されておりますので、今後も、保護者からのご意見等をしっかりと取り入れていただき、公設民営の保育所として適切に運営されることを期待しております。

次に、公立保育所の耐震化について申し上げます。

保育所施設については、平成19年度に実施した耐震診断の結果に基づき、本年度中に整備計画を策定することとしており、耐震補強工事や改築等の計画立案にあたっては、保護者をはじめ、地域の皆様のご意見をいただきながら進めてまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

現行の障害福祉計画は、本年度が最終年度となることから、計画の見直しを行うこととしており、見直しに当たっては、より障害者の皆様の実情を考慮した計画とするため、第１期計画の実績を検証するとともに、地域自立支援協議会等のご意見をいただきながら、平成23年度までの第２期の計画を策定してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育法及び教育職員免許法が改正されるなど、教職員の資質向上が強く求められる中、子ども達の健やかな成長と学力の向上を願い、本年度から市独自に研修会等を開催するなど、教職員の指導力等の向上に努めてまいります。

また、児童生徒へのきめ細かな指導を行うため、市の単独事業として、小学校に９名、中学校に２名の教諭補助員を配置するとともに、適応指導教室指導員２名を配置し、不登校児童・生徒の指導に努めているところであります。

放課後児童健全育成事業については、本年度は14か所で開設し、417名の児童が学童保育を利用していることから、今後も、入所児童の安全確保と指導内容の充実に努めてまいります。

また、沖縄交流事業は７月23日から３日間、市内小学生20名が沖縄県中城村を訪問し、児童相互の友好関係を深めることとしており、この事業を通じ、子どもたちがより広い視野を持てることを期待しているところであります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校校舎改築工事については、３階部分の躯体工事に着手し、本年10月の完成に向

けて工事は順調に進捗しております。

なお、校舎の完成後は、連絡通路・部室等の改築、旧校舎等の解体、屋外運動場の整備へと順次、工事を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

心豊かで生きがいのある生活の目標に向け、新年度の各種講座が5月から始まっており、社会教育施設においては、幅広い年齢層から大勢の参加をいただいております。

去る6月1日には、海上公民館において「第28回海上公民館まつり」が開催され、各種講座やサークル等の学習成果の発表を行ったところであり、今後も、多様化する市民の学習意欲に対応した新しい知識や技術を身につけるための講座等を企画してまいります。

次に、文化振興について申し上げます。

市民参加型事業としての市民ミュージカルについては、去る5月10日に応募団員41名による結団式を行ったところであり、来る10月の公演開催に向け、精一杯、練習に取り組まれることを期待しております。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、米の生産調整の新たな手法として、これまで市内の畜産農家と連携した飼料用米の取り組みを進めてきたところであり、その結果、現在、約41ヘクタールに上る飼料用米の申し込みがありました。

これは、県内では最大の取り組みとなり、県をはじめ各方面で大きな関心をいただいております。

野菜の生産振興については、本年度も県の「園芸王国ちば」強化支援事業を積極的に活用し、園芸用ハウスや生産管理用機械の整備に対する支援を行っているところであります。

また、昨年度はトマト黄化葉巻病防除対策として市単独で0.4ミリメートル目合いの防虫ネットに対して助成をいたしましたが、本年度は県事業として新規に補助制度が設けられたことから、今後も、施設園芸に対して市単独事業と併せて支援してまいります。

畜産については、近年、消費者の食に対するニーズが多様化する中、食の安全が強く求められてきており、これらに対応しながら安定的に出荷できることが経営の課題となっております。

去る3月17日には、農林水産省の職員を迎え、家畜疾病対策や畜産物の販路開拓の取り組みをテーマとした「畜産シンポジウム」を開催し、4月24日には「食肉流通市場の動向とそれに対応する販売戦略、防疫対策の強化による安定した出荷」と題して、養豚経営安定講習

会を開催したところであります。

また、養豚経営者から疾病対策として強い要望のあった豚サーコワクチンの使用については、昨年の7月に本市で行った現地検討会等の働きかけもあり、この3月に異例の速さで認可されました。

現時点では、正確な成果は把握できておりませんが、幼齢での死亡頭数は著しく減少しているとの報告を受けているところであります。

飯岡西部地区の基盤整備事業については、現在、大利根土地改良区と連携して予定地区の現地調査を実施しているところであり、今後も、県事業としての早期採択に向けて取り組んでまいります。

次に、水産まつりについて申し上げます。

去る5月25日に、飯岡漁港内において、新鮮な魚や加工品並びに市内の様々な農産物を集めた、第2回「旭市いいおか港・水産まつり2008」を開催いたしました。

当日は、雨天にもかかわらず大勢の来場者で賑わいを見せ、大盛況の中で、無事終了することができました。

今後も、水産まつりを通じて、来場者等との交流による消費者の信頼確保と販路の拡大を図るなど、本市の農水産業の活力ある発展につながるイベントにしていきたいと考えております。

次に、交流事業について申し上げます。

昨年、住民協働の組織として立ち上げられた都市農漁村交流協議会では、多くの交流イベントを実施しており、去る5月には「幽学の里で米づくり交流事業」や「花の交流事業」を開催し、消費者団体や都市住民などを交える中、大勢の方々に農業や郷土料理を体験していただくことができました。

また、5月24日には、江戸川区の中学生とのスポーツ交流事業の野球大会を開催いたしました。

当日は、江戸川区から2校70人、本市からは5校172人の生徒が参加して熱戦を繰り広げたところであり、試合後は宿泊先の海上キャンプ場において、市特産の肉や野菜、魚介類を堪能するとともに、翌日は、大原幽学記念館やいいおか港水産まつり等を見学していただき、無事終了することができました。

9月には卓球大会も予定されており、これらの各種交流事業を通じて、旭市の魅力を市内外に積極的にPRするとともに、より理解を深めていただくことが、本市の産業振興につな

がるものと期待しているところであります。

次に、商業振興について申し上げます。

旭市商業振興連合会では、既存商店会等の振興策として、プレミアム付き共通商品券の発行に取り組んでおります。

今年も12,000セット、総額1億3,200万円の発行を予定しており、6月22日には6,000セット、6,600万円分を販売いたします。市としても、これらのイベントに対して中心市街地や商店街等の活性化が図られるよう支援してまいります。

次に、観光について申し上げます。

今年も袋公園において、去る4月1日から5月5日まで桜まつりを開催し、併せて鯉のぼりの掲流を行いました。

4月5日には、袋公園美化推進協議会主催による子供ゲーム大会、お囃子、カラオケ大会などと合わせ、商工会主催のわくわく市場も同時開催され、当日は1万3,000人余りの親子連れで賑わいを見たところであります。

次に、夏期観光について申し上げます。

海水浴場については、7月19日から8月24日までの37日間、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場を開設する予定であり、観光協会をはじめ関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

期間中、「あさひ砂の彫刻美術展」は7月20日に、「いいおかYOU・遊フェスティバル2008」は7月26日と27日に、「サマーフェスティン矢指ヶ浦2008」は8月2日に、第54回「旭市七夕市民まつり」は8月6日と7日に開催することとしており、それぞれのイベントに多くの観光客を迎えられるよう、各実行委員会を中心に検討が行われているところであります。

また、長熊スポーツ公園整備事業については、平成21年3月の完成を目指し、現在、契約等の準備を進めているところであります。

次に、国民宿舎について申し上げます。

平成19年度から実施しております施設の改修工事は、レストランをはじめラウンジ工事、耐震補強工事など、一階部分の工事は完了し、現在、客室の改修工事を行っているところであります。

7月10日には東館の客室工事が完了し、供用を開始いたしますが、西館については9月から工事に着手することとしており、来る12月10日には、全館リニューアルとなった「食彩の

宿いおか」として生まれ変わります。

今後も、本市の旬の素材を活かした食の提供を基本に、観光交流の拠点施設としてその役割を担えるよう、しっかりと経営改善対策に取り組んでまいります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、現在、11件の工事を発注したところであります。

また、国の補助事業については、旭中央病院アクセス道整備事業、十日市場地区及び西野地区の排水路整備事業、1級2号線歩道整備事業並びに埴新町の道路改良工事について、まちづくり交付金や地方道路整備臨時交付金、防衛省補助金などの有利な財源を活用することとしており、5月末までに、すべての事業について補助金等の内示を受けておりますので、今後は、関係機関と協議を進めながら早期に着工できるよう準備を進めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道の供用区域については、認可区域の約76パーセントにあたる153.7ヘクタールの区域で使用が可能となります。

現在、対象世帯1,934世帯のうち1,151世帯で使用され、日量約1,000立方メートルの汚水を適正に処理しております。

また、面整備工事については、本年度は袋地先の約2.6ヘクタールの整備を予定しており、地元説明会を開催するなど早期に発注できるよう準備を進めているところであります。

なお、目標年次の平成23年度までには、供用開始区域の拡大に伴い、汚水流入量の増加が見込まれることから、浄化センターの増設工事を4か年計画で実施することとしており、今般、当該工事等を日本下水道事業団に委託するにあたり、今議会に関連する議案を上程したところであります。

次に、病院事業について申し上げます。

旭中央病院は、地域の基幹病院として高度医療や救急などの不採算医療を受け持ちながら、健全経営を維持しております。

病院の再整備事業については、実施設計の作業中であり、現在、建物の仕様などの詳細部分について、検討を行っているところであります。

次に、地域資源価値創造事業について申し上げます。

潜在的な文化・観光資源を掘り起こし、全国へ向けての情報発信を試みるこの事業は、現在、漫画家の「ちばてつや先生」のご協力をいただきながら準備を進めているところであり

ます。

第1弾として、6月14日から22日まで、商工会館において、ちばてつや先生の原画展を開催することとしており、期間中は、様々なイベントを開催する中、先生にも協力をいただけると伺っております。

初日となる14日には、中央商店街において各商店会の売り出しや地元の農水産物などの展示即売を行うなど、地元の農家の皆様にも参加していただく中、初めての試みとなる「食の市」が開催されます。当日は、スタンプラリーと併せて中央商店街へ人の流れを誘導するとともに、翌15日には、ちば先生のサイン会や講演会などを予定しているところであり、大勢の市民の方々に感銘をいただけるものと期待しております。

また、21日、22日には、スタンプラリーの参加者向けに、原画展から中央商店街、そして大原幽学記念館、飯岡駅、刑部岬などを巡るバスツアーを運行することとしており、この原画展を契機に来訪者へのPRに努めてまいります。

第2弾は、7月1日にオープンするパークゴルフ場の活用であります。パークゴルフ場は、市民の健康増進はもとより、本市の新たな観光施設として大きな期待を持てる施設であり、来る6月29日のオープン記念イベントには、ちば先生にも参加していただき記念式典を執り行うこととしております。

なお、スコアカードやパンフレット等には、ちば先生の漫画キャラクターである「あした天気になあれ」の「向太陽」を使用させていただくこととしており、これらの活動を通じて、本市の観光振興に新たな話題を提供できるものと考えております。

最後に、子ども議会について申し上げます。

昨年に引き続き、来る7月29日に市内小中学校20校の児童・生徒を対象に子ども議会を開催することいたしました。

小学校から各1名、中学校から各2名、合計25名の子ども議員の参加を予定しているところであり、地方自治制度や議会制度などを実際の議場で体験することにより、市の行政運営について少しでも理解を深めてもらえたらと考えております。

当日は、子どもの視点から市政に対する率直な意見が出てくることを期待するものであり、実りある議論が展開できることを楽しみにしております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者からご説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜り

ますようお願い申し上げます。

- 議長（明智忠直） 提案理由の説明及び政務報告は終わりました。

日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明

- 議長（明智忠直） 日程第 8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

- 総務課長（高埜英俊） 議案第 1 号及び議案第 3 号から議案第 5 号までについて補足説明をいたします。

議案第 1 号は、旭市名誉市民条例の制定についてであります。

第 1 条は目的で、市民又は市に縁故の深い方であって、市の振興発展に寄与し、その功績が卓抜であり、市民のひとしく敬愛する方に「旭市名誉市民」の称号を贈り、顕彰することを定めております。

第 2 条は決定で、市長が議会の同意を得て行うことを定めます。

第 3 条は顕彰で、称号を贈り、広報で事績を公表し、名誉市民は終身その名誉を保有する旨の規定でございます。

第 4 条は待遇について、第 5 条は委任について、それぞれ規定するものでございます。

続いて、議案第 3 号から議案第 5 号までは、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現委員の任期が、来る 8 月 18 日に満了となるため、後任を選任するに当たり、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、あらかじめ議会の同意をいただくものでございます。

議案第 3 号により選任したい方は、旭市口の 1240 番地にお住まいの高根雅人氏、昭和 40 年 10 月 17 日生まれの方でございます。

議案第 4 号により選任したい方は、旭市後草 1855 番地にお住まいの若林昭一氏、昭和 15 年 5 月 11 日生まれの方でございます。

議案第 5 号により選任したい方は、旭市三川 8345 番地にお住まいの高埜一衛氏、昭和 16 年

1月7日生まれの方でございます。

以上で、議案第1号及び議案第3号から第5号までについての補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 中野博之 登壇）

○下水道課長（中野博之） 議案第2号、工事委託契約の締結について補足説明を申し上げます。

本議案は、旭市公共下水道旭市浄化センターの建設工事の委託契約について、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、議案内容についてご説明申し上げます。

1点目の件名は、旭市公共下水道旭市浄化センターの建設工事の委託契約であります。

2点目の契約の方法は、随意契約であります。

3点目の契約の金額は、9億8,600万円であります。

4点目の契約の相手方は、東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団であります。

次に、契約内容について申し上げます。

まず、契約の手法としては、事業費、事業年度、整備施設の概要等を定め、これを基本協定として契約締結することとなります。

建設年度は、平成20年度から平成23年度までの4か年であります。

工事の委託内容は、現事業認可の目標年次である平成23年度末に供用開始区域の拡大等により汚水流入量の増加が見込まれるため、これに必要な高段ポンプ棟、水処理施設等の土木・建築施設と機械・電気設備を整備するものであります。

平成20年度から23年度までの年度別事業費につきましては、平成20年度は9,000万円、平成21年度は3億7,600万円、平成22年度は3億3,400万円、平成23年度は1億8,600万円を見込んでおります。

なお、年度別契約については、それぞれの年度ごとに実施協定を締結することとなります。

今後のスケジュールにつきましては、本議会において議決をいただいた後に、日本下水道事業団と平成20年度の実施協定を締結することとしております。

その後、日本下水道事業団において入札手続きが行われることとなります。

工事着手の時期としては、9月下旬から10月初旬ころになるかと思われます。

以上で、議案第 2 号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（明智忠直） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 野口徳和 登壇）

○税務課長（野口徳和） 議案第 6 号、旭市税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成20年度税制改正に係る地方税法等の改正により、個人住民税の寄附金税制の抜本的改正、公的個人年金からの個人住民税の特別徴収の開始、省エネ改修住宅に係る固定資産税の減免措置の整備などが行われたことに伴い、国の準則により所要の改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

第19条の改正は、延滞金の適用について、新たに追加された年金からの特別徴収の納期を定めた第47条の 4 第 1 項の規定を追加するものであります。

次に、第23条第 1 項の改正は、公益法人改革に伴う制度改正に伴い、一般社団・財団法人化されたものについては法人とみなして法人市民税が課されるため、市民税の均等割のみの区分から外れるため、削除するものであります。また、同条第 3 項は文言の整備であります。

次に、31条第 2 項本文の改正は、「法人等」を「法人」に文言を整備するものであります。また、同項の表については、全部改正により、旧均等割区分 1 号から 9 号の順番を逆にし、均等割額 5 万円の法人を第 1 号に改め、以下順番を修正するものであります。資本金等の額及び従業員数の区分に対する均等割額の変更はございませんが、文言整理を行い、対象となる法人の区分を追加するものであります。

飛びまして、3 ページをお願いします。

第31条第 3 項は、根拠条文の削除による文言整理であります。

次の第33条から第36条の 2 第 4 項までの改正は、寄附金税額控除関係の改正となります。

第33条第 3 項及び第 5 項の改正は、引用条文の条ずれによる文言整理であります。

次に、第34条の 2 の改正は、寄附金控除が所得控除から外れたための文言整理であります。

次に、第34条の 8 及び第34条の 7 の改正は、寄附金税額控除を追加するため、1 条ずつずれるとともに、引用条文の条ずれにあわせて文言を整理するものであります。

次に、第34条の 7 を加える改正は、税制改正に伴う個人住民税に係る寄附金控除について条文を整備するものであります。

次に、4 ページをご覧ください。

第1項は、個人住民税の寄附金に係る控除方式が、従来の所得控除方式から税額控除方式に変更され、また、控除額の上限が総所得金額等の30%に引き上げられるとともに、適用下限額が5,000円に引き下げられたものです。

控除の対象となる額は、賦課期日の属する年の前年中に行った寄附金の5,000円を超えた部分の6%となります。対象となる寄附金は、都道府県又は市町村に対する寄附（第1号）並びに共同募金会、赤十字社に対する寄附（第2号）を規定いたします。

中段になります。

第2項は、市町村等に対する寄附の場合に加算される特別控除額を規定いたします。特例控除額は、ふるさと納税の制度趣旨から、都道府県、市町村に対する寄附金税制を促進するため、当該地方公共団体に対する寄附を行った場合に加算されるもので、寄附金中5,000円を超えた部分に、各号に定める区分に応じた割合を乗じて得た金額の5分の3が対象となります。

5 ページの下段をご覧ください。第36条の2は文言整理であります。

次は、6 ページをご覧ください。

第38条から第47条の6の改正までは、公的年金に係る特別徴収関係の改正となります。

第38条、第41条、第44条から第47条の改正は、公的年金に係る特別徴収関係規定の追加による文言整理であります。

第47条の2の改正は、今年度税制改正に伴う公的年金に係る特別徴収について規定するもので、65歳以上の方の老齢基礎年金から個人住民税を天引きするものであり、平成21年10月以後適用されるものであります。

第1項は、前年の年金所得に係る市民税の所得割と均等割の合算額の2分の1を特別徴収額として、10月1日から翌年3月31日までの間に支払われる年金から特別徴収する旨を規定したものであります。

7 ページの中段をご覧ください。

第2項は、年金以外の所得がある場合は加算して特別徴収する旨を規定したものであります。

第3項は、初めて年金から特別徴収される場合、特別徴収される税額以外の税額を普通徴収によって徴収する旨を規定したものであります。

8 ページをご覧ください。

第47条の3は、特別徴収義務者を年金保険者とする旨を規定したものであります。

次に、第47条の4は、1回に特別徴収する額を、前2条に定める額を10月1日から翌年3月31日までの間の年金の支払い回数で除して得た額と定め、納入時期を徴収した月の翌月10日までと規定したものであります。

次に、第47条の5は仮特別徴収について定めるもので、第1項は、前年度の10月から3月まで年金の特別徴収をされていた方が4月から9月まで特別徴収対象年金を受給する場合は、前年度の10月から3月までに特別徴収されていた額を仮特別徴収税額として特別徴収する旨を規定したものであります。

9ページをご覧ください。

第2項並びに第3項は、仮特別徴収を行った場合の読み替えを規定したものであります。

次に、第47条の6第1項は、特別徴収非該当となった場合に、普通徴収によって徴収する旨を規定したものであります。

第2項は、特別徴収されなくなった方に係る既に特別徴収された額が、徴収すべき税額を超えていた場合の規定で、その方に未納の徴収金があるときは充当する旨を規定したものであります。

10ページの中段をご覧ください。

第48条から第131条までの改正は、公益法人制度改革により、従来の公益法人が非課税の公益社団・財団法人とそれ以外の一般社団・財団法人に分類されたため、所要の改正を行ったものであります。

第48条、第50条、第51条第1項第4号並びに第56条の改正は、文言整理であります。

次に、第54条第5項並びに第131条第4項の改正は、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴う文言整理であります。本則の改正は以上となります。

次に、11ページをご覧ください。

続いて、附則の改正となります。

附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例を規定するもので、通常、国等に対する贈与又は遺贈のように公益目的事業に対して贈与等を行った場合は、贈与等の額は所得に算入されませんが、公益法人制度改革により公益目的事業に対する贈与等の承認を取り消された場合、贈与等を受けた法人を贈与者とみなして市民税の所得割を課税する旨を規定するものであります。

附則第5条第3項、附則第6条第3項及び附則第7条第2項の改正は、引用条文の追加等

による文言整理であります。

次に、附則第7条の3第2項の改正は、引用条文の追加等による文言整理と、市民税住宅借入金等特別控除を通知書の送達までに申請できない場合の特例を追加するものであります。

次に、12ページをご覧ください。

附則第7条の4は、寄附金控除の特例控除額の特例を規定するものであり、各号列記の区分の2以上に該当するときは、割合の低いものを適用し、第34条の7第2項の計算を行う旨の規定であります。

下段になります。

附則第8条の改正は、肉用牛の免税特例期間を平成21年から平成24年に3年間延長し、適用される頭数を2,000頭までに制限を加える改正のほか、引用条文の追加による文言整理であります。

13ページの中段をご覧ください。

附則第10条の2第1項から第5項までの改正は、根拠条文の条ずれ等による文言整理であります。

続いて、附則第10条の2第6項の改正は、次項の熱損失防止改修住宅と区分するため、改修工事を居住安全改修工事に改めるほか、根拠条文の条ずれによる文言整理であります。

下段になります。

附則第10条の2第7項は、熱損失防止改修住宅、いわゆる省エネ住宅に係る固定資産税の減免措置が整備されたことに伴う申告書の整備のための改正であります。

14ページをご覧ください。6号の下になります。

附則第10条の3の改正は文言整理であります。

附則第16条の3第1項の改正は、上場株式に係る分離課税を規定し、併せて税率を100分の3とする旨の規定であります。

15ページをご覧ください。

附則第16条の3第2項の改正は、配当所得を総所得として算入する場合は、第1項の適用除外とする旨の規定であります。

次に附則第16条の3第3項の改正は、分離課税の適用を受けた場合の読み替え規定の文言整理であります。

16ページをご覧ください。

附則第16条の4、中段の附則第17条、次に17ページになります、附則第19条の2の改正は、

引用条文の追加に伴う文言整理であります。

附則第19条の3の改正は、上場株譲渡特例の廃止に伴い、条文を削除するものであります。

次に、附則第19条の5の改正は、上場株式等に係る譲渡損失を配当所得から控除する規定並びに引用条文等の条ずれ等に伴う文言整理であります。

飛びまして、19ページをご覧ください。

附則第19条の5を加える改正は、源泉徴収選択口座内配当等を他の配当所得を区分して計算する旨を規定するものであります。

下段になります。

附則第20条の改正は、引用条文等の条ずれ等に伴う文言整理を行った上で、特定口座の関連規定である第7項及び第8項を削る旨の規定であります。

20ページをご覧ください。

附則第20条の2、附則第20条の4並びに、21ページの中段になります、附則第20条の5の改正は、引用条文等の条ずれ等に伴う文言整理であります。

次に、附則第21条は、一般財団・社団法人化した法人も、最大5年間、公益財団・社団法人とみなされるため、読み替え規定を整備するものであります。

以上が本文附則に係る改正となります。

続いて、今回改正条例の附則となります。22ページをご覧ください。

第1条は、施行期日に関する規定であり、各号列記部分以外の規定については、4月30日の公布の日から施行する旨の規定であります。

なお、各号部分については、第1号で、附則第20条の4ほかの条約適用利子等関係の改正規定の施行日を平成21年1月1日とし、第2号で、第19条ほかの年金特別徴収関係、第34条の7ほかの寄附金税額控除関係並びに附則第8条第2項の免税牛関係規定の一部の施行日を平成21年4月1日とし、第3号で、附則第8条の残りの免税牛関係規定、附則第16条の3ほかの上場株式配当関係の一部の施行日を平成22年1月1日とするものです。

23ページをご覧ください。

第4号で、附則第19条ほかの上場株式譲渡特例関係規定の施行日を平成22年4月1日とし、第5号で、第51条ほかの公益法人改革関係規定の施行日を一般社団及び一般財団法人に関する法律の施行日とする旨を規定するものであります。

第2条は、個人の市民税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

飛びまして、28ページの下段をご覧ください。

第3条は、法人の市民税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

また飛びまして、30ページの下段をご覧ください。

第4条は、固定資産税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

続いて、議案第7号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、課税標準等の特例の対象となる施設の廃止等に伴う根拠条文の条ずれに伴い、所要の改正を行ったものであります。

なお、今回の改正については、同一条文で施行時期の異なる改正があるため、3条形式で改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

第1条の改正は、旭市都市計画税条例第2条第2項及び附則第14項の改正であります。

条例第2条第2項の改正は、根拠条文の条ずれによる文言整理であります。

条例附則第14項の改正についても同様に、根拠条文の条ずれによる文言整理であります。

第2条の改正は、条例附則第14項の改正であり、新たに加わった法附則第15条第59項の施行時期が第1条の改正の施行時期と異なるため、同項の施行日に合わせて条例の施行日をずらすための改正であります。

第3条の改正も同様に、新たに加わった法附則第15条第61項の施行時期が、第1条及び第2条の改正の施行時期と異なるため、同項の施行日に合わせて条例の施行日をずらすための改正であります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

附則第1項は、本条例の改正中、第1条の施行期日を公布の日とし、第2条の施行日を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とし、第3条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日とする旨の規定であります。

附則第2項から、2ページになります、第4項までは、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

続いて、議案第 8 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、後期高齢者医療制度の新設に併せ、高齢者の医療の確保に関する法律等の改正により、後期高齢者支援金等が追加されたことに伴う所要の改正を行うとともに、地方税法等の改正により、平成20年10月から開始する公的年金からの国民健康保険税の特別徴収に伴う条文の追加等について、国の準則により所要の改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

第 2 条第 1 項の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律等の改正により、後期高齢者支援金等が追加されたことに伴う文言整理であります。

第 2 条第 2 項の改正は、後期高齢者支援金等が追加されたことに伴い、地方税法施行令で定める基礎課税額の上限が47万円に改められたことに伴い、施行令と同額に改めたものであります。

第 2 条第 3 項の改正は、文言を整理した後、同項第 2 条第 4 項に改めたものであります。

第 2 条第 3 項の追加については、後期高齢者支援金等課税額を加え、算定を所得割と均等割の合算額により、上限を12万円とする旨を規定するものであります。

次に、第 3 条の改正は、医療分の所得割の税率を 8 %から6.5%に引き下げるものであります。

第 4 条の改正は、医療分の資産税割の税率を40%から30%に引き下げるものであります。

第 5 条の改正は、医療分の均等割額を 1 万5,000円から 1 万2,000円に引き下げるものであります。

次に、第 5 条の 2 の改正は、世帯別平等割額を改めるものであり、後期高齢者医療制度に移行した者と国民健康保険対象者 1 名のみで構成される世帯を特定世帯と規定し、2 ページになります、当該世帯に係る世帯別平等割額を 1 万円、その他の世帯を 2 万円と規定するものであります。

次に、第16条及び第17条の条ずれについては、年金特別徴収関係の条文を追加するため、10条ずつ繰り下げてそれぞれ第26条及び第27条とするものであります。

第15条第 1 項の改正は、後期高齢者医療制度への移行により、従来扶養されていた方に係る国民健康保険税の減免措置を担保するため、新たに第 3 号として市長の裁量規定を追加した後、10条繰り下げて第25条とするものであります。

第14条の条ずれについては、年金特別徴収関係の条文を追加するため、10条繰り下げて第

24条とするものであります。

第13条の改正は、基礎課税額の上限の減額、後期高齢者支援金等課税額が追加されたことに伴う文言整理であります。また、第1号の改正については、均等割額の減額並びに特定世帯平等割額の追加に伴う軽減額の減額を規定するものであり、第2号の改正については、減免判定に特定同一世帯所属者を加えて判定する旨の規定を追加したほかは、均等割額の減額並びに特定世帯平等割額の追加に伴う軽減額の減額を規定するものであります。これらについて文言整理を行った後、10条繰り下げて第23条とするものであります。

3ページをご覧ください。

第12条の改正は、引用条文の条ずれによる文言整理を行った後、10条繰り下げて第22条とするものであります。

次に、第11条の改正は、第1項中、徴収方法を明記する文言整理を行った後、10条繰り下げて第21条とするものであります。

次に、第14条から第20条までの条文の追加については、公的年金に係る特別徴収関連規定の整備であります。

第14条第1項は、特別徴収対象者の要件を定めるものであり、公的年金受給者である被保険者が年度の初日に65歳以上の場合に、国民健康保険税を特別徴収によって徴収する旨の規定の整備であります。また、第2項については、4月2日から8月1日までの間に65歳となった公的年金受給者についても、特別徴収することができる旨の規定の整備であります。

次に、第15条は、特別徴収の義務者として年金保険者を指定する旨の規定の整備であります。

4ページをご覧ください。

第16条は、特別徴収税額の納入を、徴収した月の翌月の10日までにを行う旨の規定の整備であります。

次に、第17条は、死亡、転出などにより被保険者の資格を失った旨の通知を市長から受けた場合の特別徴収義務の喪失と、当該時における資格喪失者に係る徴収実績の報告義務についての規定の整備であります。

次に、第18条は、特別徴収対象者に係る仮徴収についての規定の整備であります。

次に、第19条は、新たに特別徴収の対象になった方に係る仮特別徴収を行う期間について規定するものであります。

5ページをご覧ください。

第20条第1項は、特別徴収非該当になった場合の切り替え規定の整備であります。第1項については、特別徴収されなくなった額を普通徴収によって徴収する旨を、第2項については、剰余額があるときは未納徴収金に充当する旨の規定の整備であります。

次に、第10条第1項の改正は、引用条文の条ずれ等による文言整理の後、3条繰り下げて第13条とするものであります。

6ページをご覧ください。

第9条第1項の改正は、文言整理の後、3条繰り下げて第12条とするものであります。

第11条は、特別徴収に該当する場合以外は従来の普通徴収によって徴収する旨の規定の整備であります。

次に、第6条から第8条の改正は、文言整理の後、2条繰り下げて旧第6条を第8条に、旧第7条を第9条に、旧第8条を第10条に改めるものであります。

次に、第6条の追加については、後期高齢者支援金の所得割の税率を1.5%とする旨の規定の整備であります。

第7条の追加については、後期高齢者支援金の均等割額を1万2,000円とする旨の規定の整備であります。

次に、附則第4項の改正は、減額判定に特定同一世帯者が加わったこと及び引用条文の条ずれ又は引用箇所の削除による文言整理であります。

次に、附則第5項から附則第8項までは、平成18年度及び平成19年度に係る特例規定のため、今回改正によって削り、以下の条文を4項ずつ繰り上げます。

7ページをご覧ください。

附則第9項から附則第18項までの改正は、減額判定に特定同一世帯者が加わったこと及び引用条文の条ずれ又は追加による文言整理を行った後、4項ずつ繰り上げる規定の整備であります。

次に、本条例の附則についてご説明いたします。

第1項は、施行期日を公布の日、平成20年4月30日とするものであります。

第2項は、仮徴収関係である第19条の改正以外規定を平成20年度分以後の国民健康保険税に適用するものとして、平成19年度分以前については従前の例による旨の規定の整備であります。

8ページをご覧ください。

第3項は、仮徴収関係である第19条の改正を平成21年度分以後の国民健康保険税に適用す

る旨の規定の整備であります。

第4項は、平成19年10月1日において年齢65歳以上で国民健康保険税の納税義務者であった方が、平成20年4月1日から9月30日までの間に特別徴収対象年金の給付を受けた場合は、支払回数割保険税額の見込額を10月1日から特別徴収できる旨の規定の整備であります。

第5項は、第4項の見込額を規定するもので、平成19年度分の国民健康保険税を平成20年における年金の支払回数で除した額とする旨の規定であります。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 議案の補足説明は途中ですが、ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時25分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第9号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、旭市直営の滝郷診療所の診療報酬の算定方法につきまして、厚生労働省が2年ぶりに改定したことから、所要の改正を行うものであります。

滝郷診療所に係る主な改正内容を申し上げますと、後期高齢者に係る外来継続指導料の新設、あるいは心電図や血液検査に係る診療報酬の一部を引き下げるというものでございます。

また、「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」という文言を「法令等」と改めることによりまして、今後は診療報酬の改正告示がありました場合でも、自動的に適用できることとなります。

次に、施行期日ですが、厚生労働省が本年4月施行で改定したことから、それに従うものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、病院事務部長、登壇してください。

(病院事務部長 伊藤敬典 登壇)

- 病院事業部長(伊藤敬典) 議案第10号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

この改正内容は、議案第9号と同様の趣旨でありまして、厚生労働省が診療報酬の算定方法につきまして改定をしたことから、これに伴っての所要の改正を行うものであります。

さらに、今回の改正によりまして、従前は条例の中に診療報酬の改定のたびに示される国の根拠通知が個々に記載されておりましたけれども、これらを一括して「法令等」に改めたものであります。

以上であります。

- 議長(明智忠直) 病院事務部長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 平野哲也 登壇)

- 財政課長(平野哲也) 報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第1号は、平成19年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本計算書は、一般会計の平成19年度3月補正予算において、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は全部で6事業であります。

まず、3款2項老人福祉費の地域密着型サービス拠点等施設整備事業は、小規模特別養護老人ホームの建設に対する補助金3,391万8,000円について、工事期間の延長により繰り越したもので、事業の完了は12月を予定いたしております。

6款1項農業費の畜産環境総合整備統合事業は、家畜のふん尿浄化施設の建設工事費8,027万7,000円について、地元説明に日数を要したことにより契約の締結が遅れたため繰り越したもので、事業の完了は6月下旬を予定いたしております。

また、同じ農業費の食肉等流通体制整備事業は、鶏の卵を選別する施設の建設に対する補助金1億4,775万4,000円について、工事期間の延長により繰り越したもので、事業の完了は8月を予定いたしております。

8款2項道路橋梁費の旭中央病院アクセス道整備事業は、南北線の跨線橋の設計業務委託料2,629万4,900円について、JRとの協議に日数を要したことにより繰り越したもので、事

業の完了は6月下旬を予定いたしております。

3項都市計画費のあさひ健康パーク整備事業は、管理棟の建設工事費など6,613万2,000円について、建築確認が遅れたことにより工事の着工が遅れたため繰り越したもので、事業の完了は6月中旬を予定いたしております。

10款3項中学校費の第二中学校校舎改築事業は、平成19年度と20年度の2か年事業で進めているものですが、最初の入札が取りやめとなり再度入札を実施したことから契約の締結が遅れたため、平成19年度分の事業費の一部を繰り越したものでございます。

なお、繰り越した事業は、平成20年度分の事業と併せて10月の完了を予定いたしております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続いて、報告第2号、平成19年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本計算書は、一般会計の平成19年度予算の2事業について翌年度へ事故繰越ししたもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

このうち、8款2項道路橋梁費の道路新設改良事業は、鎭木地先の道路排水整備工事費661万2,650円について、隣接する民有地の構造物を破損しないよう慎重に工事を進めることが必要となり、不測の日数を要したため、繰り越したものであります。

なお、この工事につきましては4月20日に完了いたしております。

また、10款2項小学校費の豊畑小学校大規模改造事業につきましては、同校体育館の監理委託料と改修工事費を合わせた1,986万4,000円について、耐震補強に係る大幅な設計変更が生じたことにより契約の締結が遅れたため、繰り越したものであります。

なお、事業の完了は6月下旬を予定いたしております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号、報告第4号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 報告第3号及び報告第4号についてご説明申し上げます。

地方公営企業法施行令第18条の2の規定により、継続費繰越計算書と地方公営企業法第26条第3項の規定による建設改良費の予算繰越計算書についてであります。

報告第3号、継続費繰越計算書は、平成19年、平成20年度の継続事業であります再整備事

業実施設計料総額 3 億1,395万円で、19年度予算額は 1 億7,440万5,000円のうち、577万5,000円を翌年度へ繰り越すするものであります。

報告第 4 号、予算繰越計算書は、看護師宿舍新築事業でありまして、平成19年 6 月20日付建築基準法の改正を待っての申請により、確認申請許可がずれ込んだためであります。事業の完了は 7 月を予定しております。

以上で、報告第 3 号及び第 4 号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（明智忠直） 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第 5 号について、国民宿舍支配人、登壇してください。

（国民宿舍支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舍支配人（野口國男） 報告第 5 号、平成19年度旭市国民宿舍事業会計継続費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成19年度から 2 か年にわたる継続事業として予算に定めております旭市国民宿舍事業会計の施設改善事業におきまして、平成19年度に実施いたしましたダイニング工事、ラウンジ工事、車寄せ工事、外壁塗装工事及び耐震補強工事等の支払義務発生額は8,595万8,873円で行いました。

したがって、平成19年度事業予算計上額 1 億894万8,000円に対し、2,298万9,127円を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法施行令第18条の 2 第 1 項の規定により報告するものでございます。

この繰越額に係る財源につきましては、企業債1,730万円、建設改良積立金459万4,407円、損益勘定留保資金109万4,720円を予定いたしました。

なお、今年度予定いたします工事は、2 階及び 3 階の客室改修工事のほか、アスベスト処理工事等でございます。

工期は、東館が今月末、西館が11月末の予定でございます。

以上で、報告第 5 号についての説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舍支配人の説明は終わりました。

報告第 6 号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

○商工観光課長（神原房雄） 報告第 6 号、旭市土地開発公社の事業経営状況について報告いたします。

初めに、平成19年度の事業報告及び決算について説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。まず、平成19年度の事業報告からご説明いたします。

旭市土地開発公社の平成19年度の事業は、1 点目の総括事項に記載のとおり、いずれも旭市からの受託事業にかかわるものであります。

一つは、公有地先行取得事業として取得した扇屋ジャスコ跡地に係る借入金利息を原価に計上いたしました。

二つ目は、都市計画道路 3・4・19号谷丁場遊正線整備事業用地取得事業として1,973.72平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

三つ目は、都市計画公園 5・5・1 号旭文化の杜公園整備事業用地取得事業として5,949.18平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

四つ目は、日本国有鉄道清算事業団用地取得事業における所有地の一部、287.23平方メートルを処分し、当該事業にかかわる借入金の一部を償還いたしました。

五つ目は、市道 H - 1 - 005号線道路改良事業用地取得事業における所有地2,255.72平方メートルすべてを処分し、当該事業にかかわる借入金全額を償還いたしました。

2 点目の経理状況を申し上げます。

収益的収支については、収益合計で7,598万6,904円、費用合計は7,754万5,298円となり、当年度の純損失は155万8,394円となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が1 億1,569万7,371円、資本的支出は1 億9,056万4,915円となりました。

2 ページをお願いいたします。

3 点目の行政官庁認可事項につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく手続きであり、4 点目は理事会に関する事項を記載したものでございます。説明は省かせていただきます。

続いて、3 ページは平成19年度の損益計算書であります。

費用及び収益の金額につきましては、先ほど収益的収支で説明したとおりでありまして、収益的収入及び支出の明細は、6 ページから 8 ページに記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、4 ページをお開きください。平成20年 3 月31日現在の貸借対照表であります。

左側、資産の部は、流動資産で 8 億4,680万2,065円、固定資産で191万2,925円、合計 8 億4,871万4,990円となりました。

右側の負債及び資本の部につきましては、固定負債で 7 億2,766万981円、資本金は旭市の

全額出資で500万円、準備金といたしまして、特別積立金で6,715万3,943円、前期繰越準備金で5,045万8,460円、当期の純損失額は155万8,394円で、合計 8 億4,871万4,990円となりました。

次の5ページは、平成20年3月31日現在の財産目録でございます。

資産総額 8 億4,871万4,990円に対しまして、負債は 7 億2,766万981円となり、差し引きの正味財産は 1 億2,105万4,009円となりました。

次の6ページから13ページは決算資料の明細書でございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、少し飛びますが、15ページをお開きください。平成20年度の事業計画、予算及び資金計画についてご説明申し上げます。

初めに、平成20年度の事業計画であります。前年度と同様に旭市からの受託事業でございまして、上から順に申し上げます。

1 行目は、公有地先行取得事業に伴う支払利息を計上したものでございます。

2 行目、3 行目は、都市計画公園「5・5・1号旭文化の杜公園」及び都市計画道路「3・4・19号谷丁場遊正線」にかかわる事業用地の先行取得をそれぞれ予定するものでございます。

4 行目は、旭市へ都市計画公園「4・5・1号袋公園」用地の売却を予定しております。

16ページをお開きください。平成20年度の予算でございます。

第2条収益的収入及び支出から説明いたします。

収入のうち、1 款 1 項公有用地取得事業収益については、先ほどの事業計画でご説明いたしましたが、都市計画公園「4・5・1号袋公園」用地の売却収益として1,492万3,000円を予定いたしました。

2 項補助金等収益は、旭市からの営業費等の補助金で100万円を計上し、1 款事業収益の合計を1,592万3,000円と予定いたしました。

2 款事業収益は 2 万2,000円を予定し、収入合計を1,594万5,000円といたしました。

支出につきましては、1 款 1 項公有用地取得事業原価は、収入の部でご説明いたしました都市計画公園「4・5・1号袋公園」用地の売却収益と同額の1,492万3,000円を計上しました。

2 款 1 項販売費及び一般管理費は493万2,000円を計上し、支出の合計を1,985万5,000円と予定するものであります。

明細につきましては、18ページから20ページの収益的収入及び支出予算明細書に記載してございます。後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、17ページをお願いいたします。第3条は、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、1款1項の借入金を3億1,633万7,000円予定いたしました。

次に、支出の1款1項公有用地取得事業費3億1,637万9,000円につきましては、公有地・扇屋ジャスコ跡地の借入金利息、谷丁場遊正線事業の用地費、旭文化の杜公園事業の用地費及び袋公園事業の借入金利息でございます。

次の第2項の償還金1,488万1,000円は、「4・5・1号袋公園」事業用地の売却代金を償還金に充てるものでありまして、資本的支出の合計は3億3,126万円となります。

資本的収入額が支出額に対して不足する額1,492万3,000円は、損益勘定留保資金及び繰越準備金で補てんするものであります。

明細につきましては、21ページから22ページの資本的収入及び支出に記載してございます。後ほどご確認をいただきたいと思います。

続いて、第4条は、長期借入金の限度額を10億2,900万円と定め、第5条は、支出予算の流用について定めております。

次は飛びまして、23ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。

表の右側になりますが、収益合計1,594万5,000円に対しまして、左側の費用合計は1,985万5,000円となり、差し引き391万円の当期純損失が予定されます。

次は、24ページになりますが、平成20年度の貸借対照表であります。

左側、資産の部は、1、流動資産として現金及び預金と公有用地を合わせますと11億4,429万6,000円、2の固定資産を合わせて、資産合計を11億4,586万9,000円と予定をいたしました。

右側、負債及び資本の部は、2の固定負債、長期借入金で10億2,864万6,000円、3の資本金は、基本財産で500万円、4の準備金は、特別積立金が6,715万4,000円、前期繰越準備金4,897万9,000円、当期純損失を391万円と見込み、負債及び資本の合計を11億4,586万9,000円と予定いたしました。

最後に25ページをお願いいたします。平成20年度の資金計画であります。

受入資金を4億3,224万9,000円、支払資金を3億3,619万2,000円を予定し、差し引き9,605万7,000円を翌年度に繰り越す予定でございます。

以上で、報告第6号、旭市土地開発公社の事業経営状況についての説明を終わります。

○議長（明智忠直） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第7号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） 報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況についてご報告いたします。

初めに、19年度の事業報告及び決算状況について申し上げます。1ページをお開きいただきたいと思います。

あさひ健康福祉センターは、高齢者の皆さんの健康づくりと福祉増進を目的に事業を展開し、平成19年度の利用者総数は1万6,625人で行いました。

旭市蓼科高原山の家の運営につきましては、例年と同様に7月から10月の季節開設としました。年間の利用者総数は301人で行いました。

続いて、決算状況について申し上げます。3ページをお願いします。

収入済額は4,363万21円、支出済額は4,127万4,004円でありまして、収入支出差引額235万6,017円は20年度に繰り越しを行いました。

4ページをお願いいたします。

収入におきましては、1款健康福祉センター事業収益の収入済額は2,564万8,501円で行います。1項営業収益は448万5,361円で、利用料、売店収入、カラオケ使用料ほかで行います。2項営業外収益は628万5,673円で、高齢者筋力向上トレーニング事業受託収入ほかで行います。3項市委託金は1,487万7,467円で、福祉センターの指定管理委託料で行います。

2款山の家事業収益は193万9,520円で、山の家の宿泊料ほかで行います。

3款補助金1,604万2,000円は、派遣職員人件費及び山の家の運営費に対する市からの補助で行います。

5ページの支出で行いますが、1款健康福祉センターの事業費用の支出済額は3,602万1,681円で行います。1項営業費用は2,977万2,081円で、人件費、施設の維持管理経費ほかで行います。2項営業外費用は624万9,600円で、健康増進トレーニング業務の委託料で行います。

2款山の家事業費用は525万2,323円で、山の家維持管理経費ほかで行います。

なお、収入支出の詳細につきましては、7ページから16ページの事項別明細書を、後ほどご覧いただきたいと思います。

6 ページは、役職員に関する事項でございます。

17 ページは、19 年度の月ごとの利用状況でございます。18・19 ページは、財産目録でございます。

続きまして、平成20年度の事業計画及び予算について申し上げます。

まず、事業計画から申し上げます。21 ページをお願いいたします。

あさひ健康福祉センター運営事業につきましては、高齢者の皆さんの健康増進のみならず、だれもが集い憩うことにより地域社会のコミュニティの醸成が図れるよう、施設づくりに努めてまいります。パークゴルフ場の営業と併せ、営業日数を拡大することにより、年間利用者数を2万2,227人と見込んでおります。

旭市蓼科高原山の家運営事業につきましては、例年どおり7月から10月までの季節開設により、利用者を410人と見込んでおります。

あさひパークゴルフ場運営事業につきましては、平成20年4月に指定管理者制度によって運営受託した事業でございます。7月7日から原則無休での通常営業を行い、1万5,072人の利用者を見込んでおります。

続いて、20年度予算について申し上げます。23 ページをお願いいたします。

第1条は総則です。第2条では、予算総額を収入支出それぞれ6,823万2,000円とするものです。20年度は、パークゴルフ場の運営が新たに加わることにより、前年度比40.8%の増となっております。

24 ページをお願いいたします。

収入におきましては、1 款健康福祉センター事業収益は3,686万1,000円で、前年度比752万5,000円の増となっております。その主な要因は、2 項営業外収益におきまして、健康増進トレーニングを週4日から週5日にしたことによる181万4,000円の受託料の増及び3 項委託金におきまして、原則無休で営業を行うことによる営業日数拡大に伴う指定管理料539万9,000円の増でございます。

2 款山の家事業収益255万8,000円は、前年度比52万円の減で、利用者の見込み減によるものです。

3 款パークゴルフ場事業収益、1 項営業収益689万4,000円は利用料収入で、2 項委託金520万円は市からの指定管理委託料でございます。

4 款補助金1,671万9,000円は、市派遣職員の人件費及び山の家運営費で、市からの補助金でございます。

支出につきまして申し上げます。25ページをお願いします。

1 款総務費1,079万2,000円は、市からの派遣職員の人件費です。19年度予算におきましては、健康福祉センター事業費用の営業費用に計上してあった派遣職員人件費を、20年度は総務費として新たに款立てをし、計上したことによるものでございます。

2 款健康福祉センター事業費用は3,686万1,000円で、前年度比268万7,000円の減となっておりますが、1 項営業費用で1 款総務費へ移行した人件費と、営業日数の拡大に伴う臨時職員の増に伴う人件費の相殺ほかで450万1,000円の減及び2 項営業外費用で健康増進トレーニングが週4 日から5 日に拡大されたことによる委託料181万4,000円の増によるものです。

3 款山の家事業費用は748万5,000円で、前年度比42万3,000円の減、これは利用者の減によるものです。

4 款パークゴルフ場事業費用1,209万4,000円は、7 月オープンのパークゴルフ場運営経費でございます。

5 款予備費は、前年と同額の100万円でございます。

収入支出の詳細につきましては、27ページから38ページの説明書を、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業報告を終わります。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長の説明は終わりました。

報告第8号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 報告第8号、専決処分の報告について説明いたします。

当市では市の義務に属する損害賠償の額の決定等で100万円未満のものについては、市長において専決処分することと委任されております。

今回、19年度に専決処分したものについて、一括して議会へ報告するものでございます。

案件1は、江ヶ崎での市有自動車の自動車物損事故で、平成19年4月23日に専決しております。

案件2と3は、有限会社現代興業の工場での市有自動車の建物物損事故で、同年7月19日に専決しております。

案件4は、三川での草刈り作業中の自動車物損事故で、同年7月31日に専決しております。

案件5は、市役所第二庁舎駐車場での市有自動車の作動油噴出による自動車物損事故で、同年9月5日に専決しております。

案件 6 は、旭愛農生産組合駐車場での市有自動車の自動車物損事故で、同年 9 月 28 日に専決しております。

案件 7 は、新町での草刈り作業中の自動車物損事故で、同年 10 月 16 日に専決しております。

案件 8 は、市内二での市有自動車の自動車物損事故で、同年 12 月 3 日に専決しております。

案件 9 は、野中での警戒標識転倒による自動車物損事故で、平成 20 年 2 月 12 日に専決しております。

案件 10 は、市内二での市有自動車の自動車物損事故で、同年 3 月 6 日に専決しております。

案件 11 は、米込での草刈り作業中の自動車物損事故で、同年 3 月 11 日に専決しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 零時 3 分

再開 午後 零時 8 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第 11 号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての 1 議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

ただいま、追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果につきまして、向後委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

向後委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 向後和夫 登壇）

○議会運営委員長（向後和夫） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告を申し

上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第11号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成20年旭市議会第2回定例会議事日程（その2）の本日6月10日火曜日のとおり、この後、追加日程第1、議案第11号を上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、補足説明については、総務課長を予定しております。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 向後委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第11号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案上程

○議長（明智忠直） 追加日程第1、議案上程。

議案第11号の1議案を上程いたします。

追加日程第2 提案理由の説明

○議長（明智忠直） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。

議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第11号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が来る8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、高木博幸氏が適任と考え、提案するものであります。

なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 議案の補足説明

○議長（明智忠直） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第11号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 議案第11号について補足説明をいたします。

議案第11号は、旭市教育委員会委員の任命についてでありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、あらかじめ議会の同意をいただくものでございます。

今回任命したい方は、旭市関戸34番地にお住まいの高木博幸氏で、昭和42年8月27日生まれの方でございます。

4月に同法が改正されまして、委員のうちに保護者である方が含まれることが必要となりましたが、高木氏はこの要件を満たしております。

また、高木氏は、同法第4条第2項に規定する欠格事項及び同法第6条に規定する兼職の禁止並びに地方自治法第180条の5第6項に規定する兼業の禁止については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 総務課長の補足説明は終わりました。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 零時 15 分